

第 69 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 8 月 19 日（木） 14：30～15：05

場所 県庁本館 21 階特別会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 3 「宿泊療養施設の充実」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

（まん延防止等重点措置の概要）

本県のまん延防止等重点措置については、実施期間を 8 月 20 日（金）から 9 月 12 日（日）までの 24 日間、措置区域を高松市とする。

具体的な内容としては、まず、高松市内の飲食店等については、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく営業時間短縮の要請を行う。

営業時間は 8 月 7 日から実施している県独自の時短と変わらず、午前 5 時から午後 8 時までであるが、酒類の提供停止やカラオケ設備の利用自粛、入場者の整理やマスク着用の徹底などを事業者へ要請することになる。

また、これまで、県独自の認証店は、通常営業又は営業時間短縮の選択制が適用されていたが、重点措置の期間は選択制が適用されず、営業時間短縮の要請を行うこととなる。

次に、1,000 m²を超える大規模集客施設等については、特措法第 24 条第 9 項に基づき、高松市内は、開館時間を午後 8 時まで（イベント開催時は午後 9 時まで）とし、高松市以外も同様の時間での協力要請を行う。この要請に応じていただいた施設等は、協力金の支給対象（高松市以外は、県単独事業として）となる。

1,000 m²以下の施設等については、開館時間を午後 9 時までとする協力依頼を行い、入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底等を依頼する。こちらは、協力金の支給対象にはならない。

イベントの開催については、特措法第 24 条第 9 項に基づき、人数 5,000 人以下とする協力要請に加えて、県内全域で、開催時間の短縮（午後 9 時まで）の協力を要請する。

なお、このイベントは、屋内でのものを指す。

県民の皆様に対しては、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の協力を要請するとともに、

新たに特措法第31条の6第2項に基づき、飲食店等の営業時間の変更を要請した時間(午後8時)以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、協力を要請する。

事業者の皆様に対しては、在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう協力を依頼する。

まん延防止等重点措置による対策の強化を行うことで、県民の皆様、事業者の皆様には、長期間これまで以上にご負担をおかけすることになり、大変申し訳ないが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を確保するために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(飲食店への営業時間短縮の第6次要請・協力金)

飲食事業者の皆様には、4月から6月にかけて、4回にわたる営業時間短縮の協力要請、また、高松市内で飲食店を営む事業者の皆様には、8月に入り、今年度5回目の協力要請にご協力いただき、心からお礼申し上げます。

この度、国によるまん延防止等重点措置の適用を受け、引き続き感染者数の増加の多い、高松市内に限定し、夜間営業している飲食店、喫茶店に対し、あらためて時短要請をさせていただくことにする。

対象となる事業者の皆様には、一段と大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになるが、何卒、ご理解とご協力をいただくよう、お願い申し上げます。

一昨日、申し上げたとおり、現在実施している高松市内の飲食店への営業時間短縮の協力要請(第5次)については、本日までとなり、重点措置の期間である8月20日から9月12日までの間は、特措法第31条の6第1項に基づく要請となる。営業時間は現行と変わらず、午前5時から午後8時までであるが、酒類の提供はお客様の店内持込を含め停止し、行わないよう、またカラオケ設備についても利用の自粛を要請することになる。

また、現行、県の認証制度による認証店は、通常営業又は営業時間短縮の選択制が適用されているが、重点措置の期間は選択制が適用されず、営業時間短縮の要請を行うこととなり、当該要請に全面的にご協力いただいた飲食店には、協力金をお支払いする。

今回(第6次)の時短要請に係る第6次の営業時間短縮協力金については、第2次から第5次の協力金と同様に、前年度又は前々年度の一日当たりの売上高に応じた算定となるが、酒類の提供の禁止など、まん延防止等重点措置の適用を受けた要請内容となっていることから、協力金の金額を売上高方式で算定する場合には、一日当たり3万円から最大10万円までとなる。

なお、第6次の協力金については、中小企業・個人事業主の皆様に関し、これまで(第1次～第4次)の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も8月20日から9月12日までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける高松市内の飲食店の皆様へ、協力金の一部を前

払いする制度を創設する。制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、8月下旬に公表したいと考えている。

飲食事業者の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

(大規模施設等への営業時間短縮の協力要請・協力金)

大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等の事業者の皆様には、これまでも、営業日や営業時間の見直し、入場整理等の徹底など、感染リスクの低減を図るための取組みにご協力いただき、お礼申し上げます。

明日20日以降のまん延防止等重点措置の実施期間における対策の一つとして、県内全域において、夜間営業しているショッピングセンターやボウリング場、映画館などの大規模施設等に対し、営業時間短縮の協力要請をする。対象となる事業者の皆様には、大変なご負担、ご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳ないが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今回の営業時間短縮の協力要請については、8月20日から9月12日までの24日間、香川県内において午後8時以降に営業を行っている、ショッピングセンターなどの建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等の事業者に対し、営業時間を午前5時から午後8時までに短縮していただくよう協力要請し、この要請にご協力いただいた事業者には、協力金をお支払いする。

具体的な対象施設は、[資料2-2](#)の13ページのとおりであるが、食品や医薬品、衣料品、クリーニングなどの生活必需物資や生活必需サービスを提供している事業者を除くこととしている。

今回の、大規模施設等への営業時間短縮協力金は、(1)規模施設を運営する事業者については、一日当たり時短営業した面積1,000㎡当たり20万円に、本来の営業時間全体に占める短縮した時間の割合を乗じた金額を、(2)大規模施設のテナント事業者については、一日当たり時短営業した面積100㎡当たり2万円に、本来の営業時間全体に占める短縮した時間の割合を乗じた金額を、それぞれ支払うこととする。

協力金の申請手続きなど、制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表するが、準備期間を考慮し、遅くとも8月22日からご協力いただいた場合は、協力金支払の対象とする。20日、21日は準備が間に合わなくても、22日から実行していただければ対象となる。

大規模施設を運営する事業者及びそのテナント等の事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上が、「まん延防止等重点措置」の主な対策になるが、そのうち、第6次の香川県営業時間短縮協力金22億2,100万円、大規模施設等への営業時間短縮協力金3億6,500万円、合計25億8,600万円となる補正予算について、本日、専決処分している。

(催物(イベント等)の開催に係る留意事項等)

先ほど、イベント開催の要請についても概要を申し上げたが、まん延防止等重点措置の実施により、本県全域におけるイベント開催の人数上限が5,000人以下となることに伴い、国の事務連絡を踏まえて「別添10 催物(イベント等)の開催に係る留意事項」について、所要の改正を行っている。このイベントは、屋内のイベントであり、野外のものは含まない。

このほか、集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関する県有施設等について、原則、休館・休園又は利用自粛等の対応をとっているところであるが、これについても、**別紙2**のとおり、まん延防止等重点措置の実施期間である9月12日まで延長することとする。

議題4「その他」

交流推進部長から資料に沿って説明

(「新うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について)

商工労働部長から資料に沿って説明

(Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について)

教育長から資料に沿って説明

(学校における対応について)

本部長発言

各部局におかれては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、連携して全力で対応にあたっていただきたい。